

SMAC

～ STOP 貧困 SIB×SMAC で母子家庭を救え～

(大学・学部)	(氏名)
東京経済大学 経済学部	森岡 龍之介
〃	戸島 延真
〃	西尾 広樹

現在、日本は他の先進国と比べると貧困率が高く、その中でも母子世帯の貧困率は先進国の中でも群を抜いて高い。さらには、日本の母子世帯は 80.6% という他国と比較しても高い就業率を誇っているのにも関わらず、貧困率が高いワーキングプアという状態にある。私たちは、母子世帯の貧困の原因を調べていく中で、貧困の原因となっているのが母子世帯の非正規雇用の多さにあると知った。非正規雇用は正規雇用に比べて賃金が低いので、非正規雇用が過半数を占める母子世帯の貧困率は高くなり、その影響を受けてひとり親世帯全体の貧困率も高くなっていると考えられる。さらに、親の貧困は子どもにも影響する。

1 か月あたりの教育費は全世帯の平均が 31565 円に対して母子世帯の場合は 16291 円であり、大学への進学率は全世帯と母子世帯とで約 30% の差が生じている。私たちは、母子世帯が抱えるこれらの問題を改善するためには、母子世帯への正規雇用促進し、賃金増加を図ることが重要であると考えた。それを踏まえた上で、母子世帯にあった労働環境と正規雇用促進を目指すシステムを提案したい。私たちの提案では SIB を利用し企業に母子世帯が過半数を超える子会社を設立させ、子会社に運営をさせる。子会社は親会社である企業の外注や新たな事業の設立により運営を行う。SIB には達成目標が必要となる。達成目標は次の 4 点である。母子世帯の正規雇用、労働環境の改善、賃金の増加、ワーキングプアからの脱却。

では一般家庭男性と同水準の正規雇用率 80% にして、収入と生活の安定を目指す。では各母子世帯の家庭環境を考慮し、子供の年齢に合わせた労働時間を提案する。原則、子どもの年齢が低ければ、労働時間を短くし、子どもの年齢が高くなれば教育費がかかることを考慮して、労働時間を長くする。では各年代の正規雇用者平均所得を目指し、母子世帯の低賃金の改善を図る。では先の 3 つの目標が達成されることで、就業率が高いのにもかかわらず、貧困率が高い状態であるワーキングプアの脱却を目指す。提案の目標が達成されれば、社会的もしくは副次的な以下の効果が期待できる。これまでより母子世帯への理解度や関心度を高まり、政策の強化や増加、周囲の理解が増えることが予想される。また、母子世帯の生活が豊かになることで子どもの教育の機会が増え、教育格差を縮めることが可能となる。これにより子の収入が増加すれば、親の貧困が子どもに影響する「貧困の連鎖」に歯止めをかけることが期待できる。また、母子世帯の正規雇用が進めば、子育てに対する不安を減少させ、出生率増加とそれに伴う将来の労働人口の確保が期待できる。さらには、CSR 活動の側面もあるため、実践した親会社にもイメージアップなども考えられる。さて、提案の長期的な運営が可能になれば、子会社内での就業者の循環も可能になる。提案により母子世帯の生活がこれまでより豊かになることを期待したい。

本文< 5枚以内> (1枚: 35字×35行)

1.はじめに：ひとり親家庭の貧困問題

現在日本はアメリカ、中国に次ぐ世界第三位の経済大国である。しかし、世帯間の所得分布に目を向けてみると、豊かとはいえないのが日本の現状である。日本の貧困率はG7の中では2番目に高い15.6%である(資料1)。またその中でもひとり親世帯の貧困率は、OECD加盟国の中で突出して高く、50%を超えている(資料2)。私たちは、このひとり親世帯の貧困問題を金融のフレームワークを用いて解決できないかと考えた。以下では、まず、日本におけるひとり親世帯の現状について概観する。

阿部(2008)によると、平成16年における子供の属する家族構成とその貧困率は、両親と子のみ世帯(いわゆる核家族)と三世帯世帯の貧困率はともに11%であるのに対し、母子世帯では66%、父子世帯でも19%とひとり親世帯の貧困率が高くなっている。また構成比は、両親と子のみ世帯と三世帯世帯をあわせると91.7%、母子世帯が4.1%、父子家庭は0.6%であり、ひとり親世帯は4.7%となる(資料3)。また、厚生労働省によると平成30年ではひとり親世帯が約7.2%となっており年々増加していることがわかる。さらに、日本では、離婚率が増加傾向にあり、1988年から2011年の25年間で離婚母子は約20%増加しており母子世帯の数も1.5倍に増加している(資料4)。このため、今後、日本では母子家庭が増加し、その貧困率が社会問題になることが懸念される。

現在日本の母子世帯の母の就業率は80.6%である(資料6)。この数値は、OECDの平均が66.5%であることから考えと非常に高い数値といえる。基本的に就業率が上がれば、収入は上がり貧困率は下がるはずであるが、日本の母子世帯は、就業率は高いのにも関わらず貧困率も高い。このことから日本の母子世帯の特徴としてワーキングプアであることがあげられる。その原因として考えられるのが、非正規雇用である。母子世帯の母親の非正規雇用率が57%であるのに対し正規雇用率は43%である(資料6)。正規雇用されている母子世帯の母親の平均年間就労所得が270万円なのに対し、非正規雇用の場合は平均年間就労所得が125万円となっている(資料6)。したがって、母子家庭の貧困問題を解決するためには、非正規雇用の問題を解決する必要があることがわかる。

親の経済的困窮が、子供の教育環境や進学状況に影響を及ぼし、その結果、親から子へ貧困が連鎖する「貧困の連鎖」問題を考えれば、ひとり親世帯の貧困は世代を超えた貧困を生じさせる可能性がある。

1か月当たりの教育費は全世帯の平均が31,565円に対して母子世帯の場合は、16,291円と全世帯の半分近い数値である(資料7)。また大学への進学率も、全体の平均が53.7%なのに対して母子世帯の平均は23.9%であり、母子

本文< 5枚以内> (1枚：35字×35行)

世帯の貧困が子供の教育に与えている影響は大きい(資料5)。現在、日本の大卒者と高卒者の生涯賃金に6000万円の差があり、親の貧困は次の世代にまで影響を与えてしまっているのが現状である。また日本はGDPに占める教育機関教育機関への支援の割合がOECDの加盟国33か国中ワースト2位であり公的支援の少なさも貧困世帯とそうではない世帯の子供の教育格差に影響を与えている。

以上の問題意識に基づき、以下では、ソーシャル・インパクト・ボンド(Social Impact Bond, 以下, SIB)と特例子会社を活用することで、母子世帯のワーキングプア問題を解決する提言を行う。

本レポートの構成は以下の通りである。第2章では提言の概要、第3章では提言の詳細とその効果、おわりに残された課題を述べる。

2. 提言の概要

私たちは母子世帯にあった労働環境の提供と正規雇用促進を目指すシステム、SMAC(Single Mother and Company)を提案することで、母子世帯の貧困問題の解決を目指す。その概観を示したものが、資料8である。まず、親会社は、SIBを利用し資金を調達し、これを元に特例子会社を設立する。特例子会社においては、その従業員の過半数の母子世帯を雇用することを条件とし、親会社の外注や新たな事業を展開することで会社を運営する。また、母子世帯は、子育てとの両立において、時間的な融通が利かない場合が多いため、子どもの年齢に応じ職種や労働時間を調整する

以下では、私たちの提案のキーワードとなるSIBと特例子会社について説明する。

2-1.SIBの活用

SIBとは民間資金を活用した官民連携により、社会的問題解決と行政コストの削減が望める手法である。通常は、行政が行うサービスを民間に委託し、事前に合意された成果が達成された場合は、行政が資金提供者へ報酬を支払う仕組みである。また、目標達成されない場合には資金提供者への支払いは発生しない(資料9)。

私たちがSIBを採用した理由は、現在の日本の財政状況、および、今後少子高齢化が進展していく中で、医療費、介護費など社会保障関連費がさらに増大することを考慮すれば、行政による母子世帯に対する追加的な支援は困難であると考えられるからである。母子世帯への支援は、児童扶養手当の支給や能力開発等のための給付金の支給、各地方自治体からの医療費支給制度など多岐に

本文< 5枚以内> (1枚：35字×35行)

わたる。これに対し、SIBは成果報酬型のため、行政のリスクが低くなる点に着目した。

SIBにおいては具体的な達成目標を掲げる必要がある。本レポートが提案するSIBは、以下の4つの目標を掲げ、これを達成するために具体的な数値目標を定めるものとする。

第一に「母子世帯の正規雇用」である。私たちは、非正規雇用が母子世帯の貧困の大きな原因であると考えた。このため、まず正規雇用とすることで、収入と生活の安定を目指す。

第二に「労働環境の改善」である。通常の職場では、周囲からの理解が得られず、出勤時間や退社時間を調整してもらえない場合が多いと考えられる。これに対し、同じ境遇の同僚が多い職場であれば、周囲の理解も得やすいため、子どもの年齢に応じた勤務形態を選べるようになり、心理的な負担が軽減される。

第三に「所得の安定」である。子どもが小さいときには、それに合わせて、勤務時間も短くならざるを得ないため、他社で働く同じ年齢の人と比べ、給料は少なくなるかもしれない。ただし、安定して雇用されることで生活が安定するため、長期的な計画が立てられるようになり、子ども進学についても考慮する余裕が生まれる。また、社会保険や企業年金に加入することで、福利・厚生面においても生活が安定する。また、子どもが成長し、子育てに手がかからなくなれば、それに依りて労働時間が長くなるため、所得は年齢とともに増加する。

第四に「ワーキングプアからの脱却」である。上記の3つの項目を達成することで、就業率が高いのにも関わらず貧困率が高いという母子世帯のワーキングプアからの脱却を目指す。

2-2. 特例子会社の設立

現在日本では障害者雇用率制度により、一定数の障害者を雇用することが、条件を満たした一部の企業に義務づけられている。しかし、中には障害者雇用を進めるのが現実的に厳しい企業も少ない。そこで、事業主が障害者に特別に配慮した子会社を設立して、一定の条件を満たした場合、特例としてその子会社で雇用されている労働者を親会社で雇用されているとみなすことができるシステムがあり、その子会社を特例子会社と呼ぶ。本レポートでは、このシステムを母子世帯の雇用に応用する。

本レポートで、特例子会社に着目した理由は、特例子会社には事業主のメリ

本文< 5枚以内> (1枚: 35字×35行)

ットだけでなく、雇用される側にも大きなメリットが存在するからである。現行の特例子会社では、雇用されている多くの人が障害者であるため、一般企業では周囲の理解を得ることができず精神的に苦しい思いをしていた障害者の人でも、周囲の理解や協力を得やすく非常に働きやすい環境になっている。先述の通り、シングルペアレントは、子育てとの両立が困難であるため、通常の職場では、周囲からの理解が得られず、入社時間や退社時間を調整してもらえない場合が多いと考えられる。これに対し、同じ境遇の同僚が多い職場であれば、周囲の理解も得やすいため、子どもの年齢に応じた勤務形態を選べるようになり、心理的な負担が軽減される。さらに、同じ悩みを持つ同僚とのコミュニティが形成されることで、情報共有が可能となる。この制度の下で子育てと就労の両立を経験した先輩の社員が新しく入ってきた後輩の社員を様々な面でサポートすることで、会社全体で母子世帯の子育てをサポートするサイクルを作り上げることが期待できる。

3. 提言の詳細とその効果

3-1. 提言の詳細

第2章でSIBの4つの大きな目標について述べたが、以下では、これに基づいた具体的な数値目標について解説する。

まず、社会的影響力、投資家への信頼度を考慮し、当面は、東証1部上場企業を親会社とする。母子世帯の問題は、全国規模で生じている問題であるため、各地で特例子会社が設立されるよう、全国規模で事業を展開する大企業に着目した。子会社への出資額は、特例子会社では親会社の事業を引き継ぐ形での運営であったことを考慮する。そのため事業が半年で軌道に乗ると仮定して、雇用した母子世帯の数×正規雇用者の平均年収の半年分160万8000円とする。しかし、企業の事業形態によって必要な投資額は異なるため、この数字を基準として、企業の希望額を出資額とする。

また、SIBの達成目標に従業員数内の母子家庭の正規雇用率、賃金増加の観点で評価する。

正規雇用率は一般家庭男性と同水準の80%とする。また、賃金は各年代平均世代所得を目標とする(資料10)。具体的には、20代前半では209.8万円、20代後半では244.3万円、30代前半では281万円、30代後半では313万円、40代前半では343.1万円、40代後半では373.7万円、50代では395.2万円を基準とする。

また、母子世帯によって家庭環境が違いため、就労時間に幅を持たせることにした。子どもの年齢が低いほど、子育てに時間が必要となる一方、子どもの

本文<5枚以内>(1枚:35字×35行)

年齢が高くなるにつれ、仕事に割ける時間が増加すると考えられる。また、子どもを就学している時期には、早朝や夕方の勤務は難しくなる。したがって、フレックスタイム制を導入し、子どもの年齢が低ければ就労時間を短く、子どもの年齢が高ければ就労時間を長くする(資料11)。

3-2.社会的意義・副次的効果

本提言は、以下の社会的意義、副次効果を持つと期待される。

まず、母子世帯主体の会社、設立されることで、母子世帯に対する理解や関心が高まることが期待できる。現在、母子世帯支援の政策は行政でも行われているが、その数や効果は十分といえない。したがって、社会的な理解や関心が高まることで、現在と比べ積極的な政策が行われる可能性がある。また、これまで母子世帯への関心が低かった周囲の人たちの理解度や関心度も以前より上がることが期待できるため、母子世帯がこれまでより精神的に安心した生活を送ることが期待できるだろう。

第二に、先述の「貧困の連鎖」を考えるならば、所得が増加し教育に投資する余裕が生まれるのみならず、正規雇用されることで、生活が安定し、長期的な計画が立てられるようになり、子ども進学についても考慮する余裕が生まれると期待される。教育格差が縮まることは、長期的な社会的格差の縮小にもつながると期待される。

第三に、労働力の増加につながる。現在日本では、少子高齢化が進んでおり、それに伴う出生率や労働人口の減少が社会問題となっている。しかし、母子世帯の正規雇用が進めば、労働力の増加につながると期待される。また、子育てに対する不安を減少させることで、出生率増加も期待できるかもしれない。

第四に、CSR活動を通じた社会的貢献である。本提言を実行した親会社は、ダイバーシティを理解する企業であると認知されるため、企業イメージのアップにより、人材発掘や労働人口の確保などの副次的効果も見込める。

おわりに：残された課題

以上、本レポートでは、SIBと特例子会社を活用することで、母子世帯のワーキングプア問題を解決する提言を行った。しかし、いくつかの課題が残されている。

第一に、本レポートでは母子家庭を念頭として提言を行ったが、父子家庭に対する支援も必要である。

第二に、全国的に展開できるように東証一部上場の大企業を対象としたが、

本文<5枚以内>(1枚:35字×35行)

都市部、とりわけ東京一極集中する懸念がある。この場合には、母子家庭における地域間格差を拡大する可能性もある。

第三に、フレックスタイム制を導入し、子どもの年齢に応じ、勤務時間を調整する結果、労務管理上、または、業務上非効率的になることが懸念される。ただし、これに対しては、東京女子医科大病院が導入した「短時間勤務制度」を用いることで、逆に短時間勤務をお互いがサポートできるようになると思われる。

本レポートで提言した SIB と特例子会社制度を活用した母子世帯のワーキングプア問題が解消されることのみならず、母子世帯、子どもの貧困、子育てなどについての問題が社会問題として共有されることを願う。

本文 < 5 枚以内 > (1 枚 : 3 5 字 × 3 5 行)

参考文献および参考 URL

阿部 彩「子どもの貧困 日本の不公平を考える（岩波新書）」

イーズ未来共創フォーラム 2019/09/30 閲覧

https://www.es-inc.jp/graphs/2017/grh_id009158.html

厚生労働省「ひとり親家庭の現状について」2019/09/30 閲覧

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000083324.pdf>

厚生労働省「平成 29 年賃金構造基本統計調査の概況」2019/09/30 閲覧

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2017/dl/13.pdf>

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署「フレックスタイム制のわかりやすい解説
& 導入の手引き」

2019/09/30 閲覧：<https://www.mhlw.go.jp/content/000476042.pdf>

日本財団 社会的投資推進室

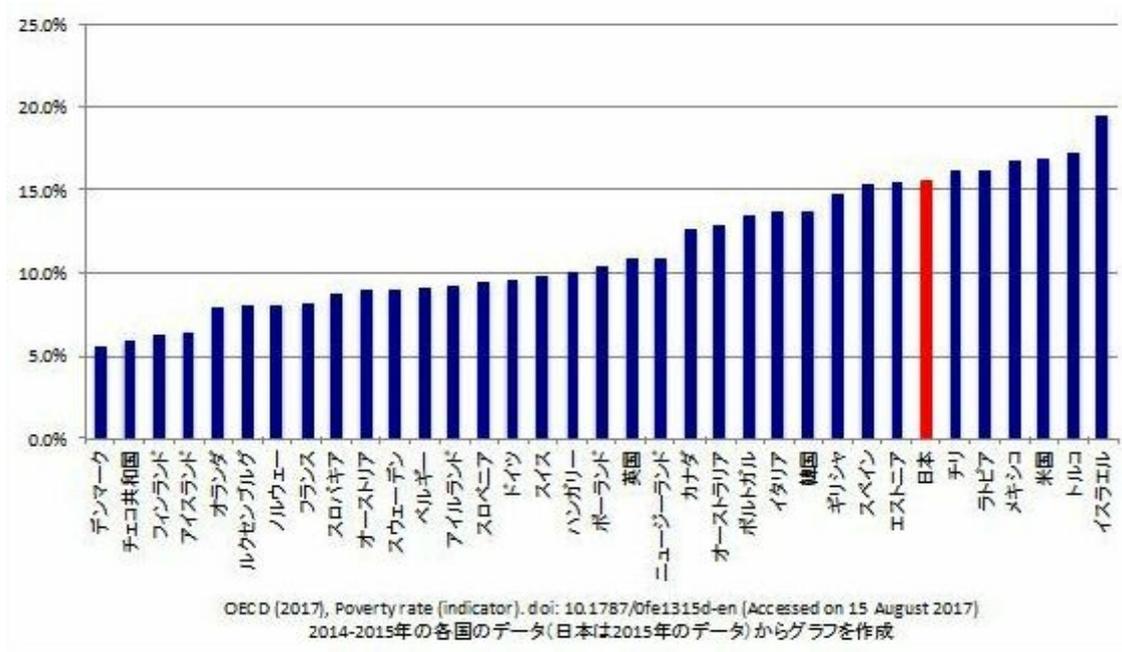
2019/09/30 閲覧：www.soumu.go.jp/main_content/000471874.pdf

東京女子医科大学病院 2019/09/30 閲覧：<http://www.twmu.ac.jp/w-support/kosodate.html>

本文 < 5 枚以内 > (1 枚 : 3 5 字 × 3 5 行)

資料 1 OECD 諸国の相対的貧困率 (2011 年)

[図表 1]



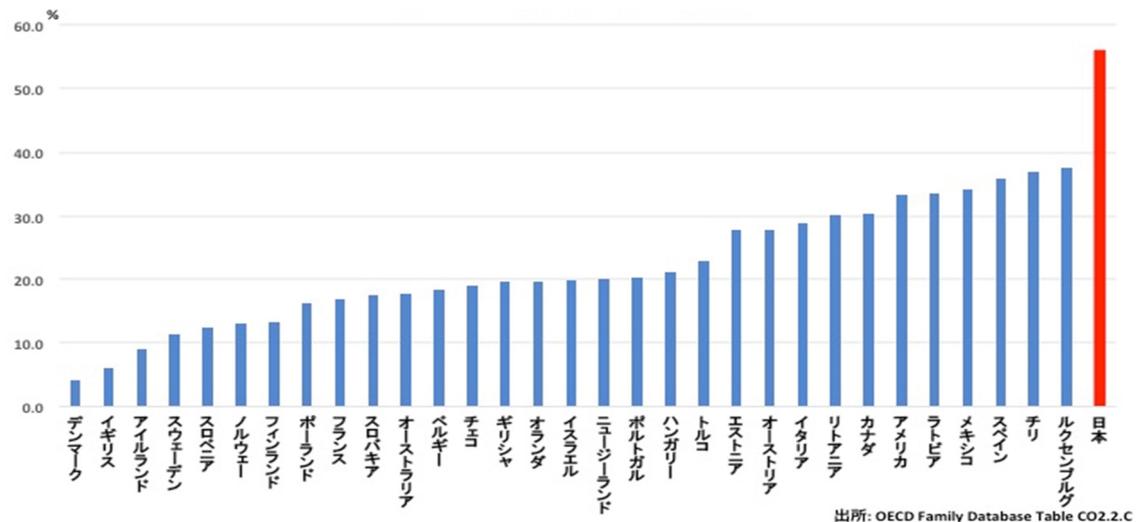
引用 イーズ未来共創フォーラム

図表 1 より OECD 諸国の中で日本の貧困率は上位であり、G7 の中では 2 番目に高い。

注：G7 の加盟国・・・フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダ

資料 2 OECD 加盟国のひとり親世帯相対貧困率(2010 年以降)

[図表 2]



本文 < 5 枚以内 > (1 枚 : 3 5 字 × 3 5 行)

出所 : OECD Family Database Table CO2.2.C

資料 3 家族構成と貧困率

[図表 3]

子どもの属する家族構成と貧困率		
	構成比 (%)	貧困率 (%)
両親と子のみ世帯	63.2	11
三世帯世帯	28.5	11
母子世帯	4.1	66
父子世帯	0.6	19
高齢者世帯	0.1	-
その他世帯	3.4	29

参考 阿部 彩「子どもの貧困 日本の不公平を考える」(岩波新書)

資料 4 離婚母子の増加率

[図表 4]ひとり親になった理由(昭和 63 年度)

	母子	父子
離婚	62.3%	55.4%
死別	29.7%	35.9%
未婚	3.6%	-

[図表 5]ひとり親になった理由(平成 23 年度)

	母子	父子
離婚	80.8%	74.3%
死別	29.7%	16.8%
未婚	3.6%	1.2%

厚生労働省「ひとり親家庭等の現状について」を元に筆者作成

昭和 63 年度から平成 23 年度にかけて、母子世帯が約 20% 増加している。したがって、離婚母子が増加することに伴って母子世帯が増加していることがわかる。

資料 5 ひとり親家庭の貧困率、進学率

[図表 6]

本文< 5枚以内> (1枚: 35字×35行)

ひとり親家庭の相対的貧困率	54.6% (2012年)
大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率	12.4% (2012年)

[図表 7]

	ひとり親世帯	全世帯
子供の大学等への進学率	23.9%	53.7%

厚生労働省「ひとり親家庭等の現状について」を元に筆者作成

図表6よりひとり親家庭の貧困率は過半数を超える。また、図表7より全世帯の子供の大学への進学率は53.7%、ひとり親家庭の子どもの進学率は23.9%である。高校進学に比べて学費がかかる大学進学では、やはり家庭の収入が強く影響しているといえるだろう。

資料6 母子世帯の就業率、収入

[図表 8]

	母子世帯	父子世帯	一般世帯
就業率	80.6%	91.3%	女性 64.4% 男性 81.6%
就業率(正規)	43.0%	87.1%	女性 45.6% 男性 80.1%
就業率(非正規)	57.0%	12.9%	女性 54.4% 男性 19.9%

[図表 9]

	母子世帯	父子世帯
平均年間就労収入	181万円	360万円
平均年間就労収入(正規)	270万円	426万円
平均年間就労収入(非正規)	125万円	175万円

[図表 10]

	一般世帯
平均給与所得(女性)	269万円

本文< 5枚以内> (1枚: 35字×35行)

平均給与所得(男性)

507万円

厚生労働省「ひとり親家庭等の現状について」を元に筆者作成

図表8より母子世帯の就業率は80.6%であり、雇用者のうち非正規が57.0%、正規が43.0%である。図表9より母子世帯の平均年間就労収入は正規が270万円と非正規が125万円である。やはり母子世帯の非正規の平均年収では生活が困難であるということが容易にわかる。

資料7 各世帯の1か月当たり教育費

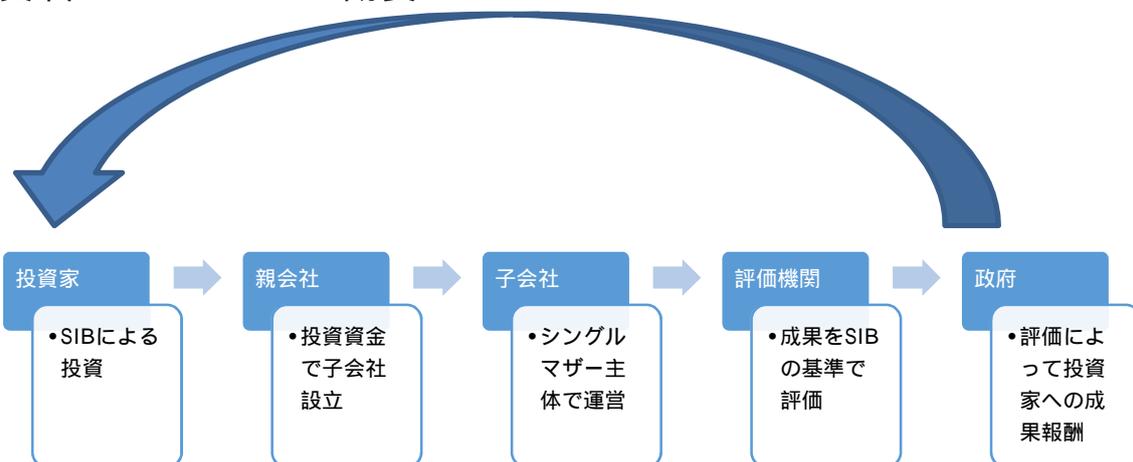
[図表11]

	母子世帯	全世帯
一か月当たり教育費	16291円	31565円

厚生労働省「ひとり親家庭等の現状について」を元に筆者作成

1か月あたりにかけられる教育費は母子世帯と全世帯の平均を比べると2倍近い差がある。

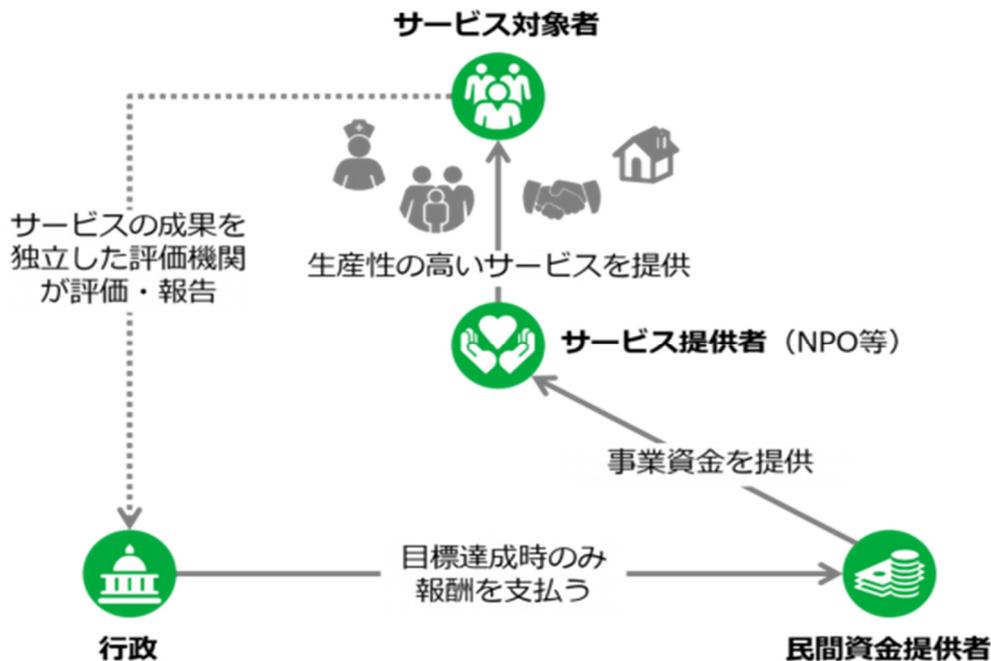
資料8 SMACの概要



本文< 5枚以内> (1枚: 35字×35行)

資料9 ソーシャル・インパクト・ボンド (SIB)

[図表 12]



引用 日本財団社会的投資推進室 「新たな官民連携の仕組み ソーシャル・インパクト・ボンドについて」

http://www.soumu.go.jp/main_content/000471874.pdf

資料10 各年代の正社員、正職員の平均世代所得

[図表 13]

年齢	20～24	25～29	30～34	35～39
賃金	209.8万円	244.3万円	281万円	313万円
年齢	40～44	45～49	50代	
賃金	343.1万円	373.7万円	395.2万円	

参考 厚生労働省

資料11 フレックスタイム制とは

フレックスタイム制は、一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業、終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる

本文< 5枚以内> (1枚: 35字×35行)

制度です。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署「フレックスタイム制のわかりやすい解説&導入の手引き」より引用

資料 1 2 各方面のメリット

投資家のメリット

出資額は事業が半年で軌道に乗ると仮定して、半年分の社員の賃金と仮定して、以下の方法で算出する。

$$\begin{aligned} \text{出資額} &= \text{正規雇用者の平均年収} \times 1/2 \times \text{正規雇用者人数} \\ &= 321.6 \text{ 万円} \times 1/2 \times 200 \text{ 人} \\ &= 3 \text{ 億 } 2160 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\text{リターン} = 3 \text{ 億 } 2160 \text{ 円} \times 1.1 = 3 \text{ 億 } 5376 \text{ 円}$$

政府のメリット

政府のメリットとして、母子世帯の収入増加に伴う児童扶養手当の削減があげられる。

私たちの提案により、200人の新規正規雇用者を生み出すことができれば、以下の計算式に基づき利益が期待される。

母子世帯の母の平均収入約130万円で扶養家族が一人の場合の児童扶養手当以下の図よりは年間で34万4520円となる

[図表 14]

所得額 (年額)	手当額 (月額)
57 万円	42360 円
100 万円	34320 円
130 万円	28710 円
160 万円	23090 円
190 万円	17480 円
220 万円	11870 円

参考 厚生労働省

200人雇用を生むことができれば年間で、6890万4000円の児童扶養手当の削減ができる。

政府の支出は3億5376円なので、支出の回収に約4年かかり、その後は企業が倒産しない限り、年間6890万4000円の利益を出し続けることが可能となる

本文<5枚以内>(1枚:35字×35行)